

「障害者控除対象者認定書」の発行について

「障害者手帳」等の交付を受けていない満65歳以上の方で、身体の障がい、または認知症の状態が一定の基準に該当する場合は、「障害者控除対象者認定書」を発行します。

所得の申告にあたり、この認定書を提示することで、「障害者控除」を受けることができます。

▶対象 次の1と2を満たす方

- 1 町の住民票に記載されている満65歳以上の方、または町の介護保険第1号被保険者であること。
- 2 介護保険制度の要介護認定（要支援1・2、要介護1～5）を受けており、町の基準に該当する方。

※「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている方は、手帳で控除の申告をすることができますので、申請の必要はありません。

▶申請について

- 申請者** 控除対象者（本人）または親族
受付期間 12月1日（金）～令和6年1月31日（水）
窓口 長寿福祉課（1階4番窓口）
持参するもの 介護保険被保険者証
手数料 無料
交付 後日郵送（12月受け付け分は、令和6年1月以降送付予定）
 ※即日交付はできません。

【問合せ先】長寿福祉課 ☎ 029-291-8407（直通）

高齢者を対象とした無料の歯科健康診査を実施しています！

後期高齢者医療被保険者を対象に、口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するために、無料の歯科健康診査を実施しています。対象の方でまだ受診されていない方は、この機会にぜひ受診しましょう。

対象者には、8月下旬に健診の案内を送付しています（施設等の入所者は除きます）。

○対象者

茨城県後期高齢者医療広域連合の被保険者で、前年度に75歳、80歳、85歳の誕生日を迎えた以下の生年月日の方

- ① 昭和22年4月1日～昭和23年3月31日生まれの方
- ② 昭和17年4月1日～昭和18年3月31日生まれの方
- ③ 昭和12年4月1日～昭和13年3月31日生まれの方

○実施期間

9月1日（金）～12月31日（日）（歯科医療機関の休診日は除きます）

○健診内容

- ①問診 ②歯の状態 ③咬合状態 ④口腔衛生の状態 ⑤口腔乾燥の状態 ⑥歯周組織・粘膜の状況 ⑦口腔機能評価 ⑧呼吸の異常 ⑨指輪っかテスト ⑩反復唾液嚥下テスト ⑪事後指導（セルフケアの歯ブラシ指導）等 ※入れ歯の方も受診できます。

○受診場所

健診の案内に同封の「実施歯科医療機関一覧」に記載のある歯科医療機関

○受診方法

- ①受診を希望する方は、実施歯科医療機関に後期高齢者医療歯科健康診査事業で健康診査を受診する旨を伝えて、予約をしてください。
- ②受診日までに、受診票内の問診項目をご記入のうえ、受診日当日に被保険者証、受診券、受診票、歯ブラシをお持ちになって受診してください。



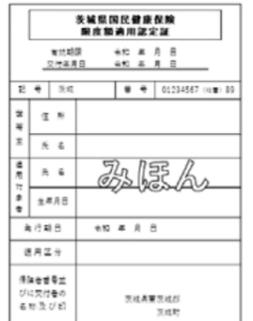
【問合せ先】茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 保健資格班 ☎ 029-309-1212

茨城町国民健康保険加入の皆様へ 医療費が高額になりそうなとき

医療費の自己負担が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が「高額療養費」として支給されます。

高額療養費は医療費をお支払いいただいた後に支給となりますが、事前に自己負担限度額までにお支払いを抑える方法があります。それが、「限度額適用認定証」です。

※オンライン資格確認（マイナンバーカードを使っての受診）を利用の場合は、限度額適用認定証の必要はありません。



Q. 限度額適用認定証とは、何？

A. 医療機関での支払いを、自己負担限度額までにするものです。

入院や手術の予定があるなど、医療費が高額になりそうなときに「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示すると、支払いが自己負担限度額までになります。

例 Aさん（65歳 自己負担限度額：57,600円（区分・エ））の支払額が20万円になった場合

限度額適用認定証を利用する場合	限度額適用認定証を利用しない場合
<p>病院でのお支払い 57,600円 （食事代や差額ベッド代などは除く）</p> <p>※支払いが自己負担限度額までになります。</p>	<p>① 病院でのお支払い 200,000円 （食事代や差額ベッド代などは除く）</p> <p>② 町国保から*高額療養費として支給 142,400円</p> <p>*対象者には、病院受診の約3か月後に支給申請書等を送付します。支給はその申請書の提出後となります。</p>

■対象

- ・70歳未満の方
 - ・70歳以上75歳未満で現役並み所得者Ⅰ・Ⅱまたは低所得者Ⅰ・Ⅱ（住民税非課税世帯）の方
- ※一般または現役並み所得者Ⅲの方は、保険証兼高齢受給者証を医療機関等に提示することで限度額適用認定証の代わりになるため、申請は必要ありません。
- ※自己負担限度額の区分については、町ホームページまたはパンフレットをご覧ください。

高額療養費・自己負担限度額に関する町ホームページはこちらから



■申請に必要なもの

- ・来庁される方の本人確認書類（運転免許証等）
- ・国民健康保険被保険者証
- ・マイナンバーカードまたは通知カード（世帯主と限度額適用認定証が必要な方の分）
- ・世帯主からの委任状（別世帯の方が来庁される場合）

■申請場所

保険課（1階5番窓口）
 ※郵送による申請も可能です。ご希望の際は、申請書を送付しますので、ご連絡ください。
 （ホームページからダウンロードもできます。）

■注意

- ・国税に滞納がある方には、交付できません。
- ・住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」になります。

安い！安心！ジェネリック医薬品を利用しましょう

【問合せ先】保険課 国保グループ ☎ 029-240-7113（直通）